平成28年5月23日　月曜日　官　報　（号外第112号）

別表第二様式第三を次のように改める。

様式第３

固　定　資　産　帰　属　明　細　表

（単位　円）

	公衆電話機械設備	
	取得価額	
合計		
サービス活動		
（何）		
指定外電気通信設備		
第一種指定設備利用部門計		
うち光信号中継伝送機能に係るもの		
（何）		
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		
専用線ノード装置		
うち光信号電気信号変換機能に係るもの		
専用加入者線装置モジュール		
折返し通信路設定機能に係る設備		
番号案内データベース及び番号案内設備		
信号網設備		
うちルーティング伝送機能に係るもの		
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		
うちルーティング伝送機能に係るもの		
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		
うちルーティング伝送機能に係るもの		
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		
公衆電話設備		
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）		
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）		
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）		
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）		
特別第一種指定設備		
一般第一種指定設備		
第一種指定設備管理部門計		